

令和 8 年 8 月 定 例 記 者 会 見

と き 令和 8 年 8 月 24 日（月）
午前 10 時 30 分から
ところ 市役所 201、202、203 会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 8 月定例議会提出案件について
- 3 質疑
- 4 その他

犬 山 市

目 次

1	とびっくす	 3
2	8 月定例議会日程（案）	 6
3	提出案件数一覧	 7
4	条例案件等	 10
5	令和 8 年度 8 月補正予算について	 24
6	令和 8 年 10 月末までの主な行催事	 34

1 とびくす

『さら・さくらの湯』の料金を改定します

補正予算要求額 286千円

令和9年4月から、さら・さくらの湯において、施設の維持管理や適切な設備更新に必要な収支改善のための入浴料金の改定と、市民利用をさらに促進するために回数券の見直しを行います。

■事業内容

- 入浴料金1回券を、現行金額から、一般の利用者で180円、高齢者・小中学生・障害者で90円値上げ。

利用者区分	現行	改定後
一般	520円	700円
高齢者(65才以上)・小中学生・障害者	310円	400円

- 誰でも購入可能であった従来の回数券を廃止すると同時に、新たに市民のみ対象の回数券(12枚綴)とし、「一般」と「高齢者・小中学生・障害者」の区分を設定。
- 従来の回数券と比較した場合、「一般」回数券は1,800円(1回あたり150円)値上げ。

利用者区分	現行 (制限なし)	改定後 (犬山市民)
一般	5,200円	7,000円
高齢者(65才以上)・小中学生・障害者	—	4,000円

※表中の()は回数券の購入可能者

■事業費(今回補正予算計上分)

○歳出

印刷製本費(入浴料金改定後の回数券印刷用) 286千円

■特記

- 今回の入浴料金の改定により約700万円の収入増を見込みます。
- 入浴料金改定は、令和2年の改定以来となり7年ぶりです(消費税率の変更に伴う料金改定を含む)。
- 令和9年3月までに購入した現行の回数券は4月以降も使用できます。

令和9年7月分から水道料金を改定します

将来にわたって安心・安全な水道水の供給を継続するため、令和9年7月請求（令和9年6月検針）分以降から水道料金を改定します。

改定率は全体平均で約18%となり、改定後も一般家庭の平均的な使用量※では愛知県内で最も安い水準を維持します。

※ 2か月当たり38m³使用の場合

■事業内容

- 基本料金を「用途区分（「家庭用」「業務用）」から、「口径区分（メーターのサイズ別）」での設定に変更。
- 使用の有無にかかわらず基本料金に含んでいた基本水量（10m³）を廃止。これにより、節水努力が1m³から料金に反映。

改定前		(2か月当たり・税抜き)			改定後			
用途区分	基本料金	基本水量	超過水量	超過料金 (m ³ 当たり)	口径区分	基本料金 ※基本水量は廃止	使用水量	従量料金 (m ³ 当たり)
家事用	910円	10m ³	11～20m ³	36円	40mm以下 ※主に一般家庭	858円	1～20m ³	36円
			21～40m ³	71円			21～40m ³	87円
			41～60m ³	121円			41～60m ³	149円
			61m ³ ～	141円			61m ³ ～	209円
業務用	1,150円	10m ³	11～20m ³	61円	50mm	7,120円	1～60m ³	149円
			21～40m ³	131円			61m ³ ～	209円
			41～60m ³	166円			1～60m ³	149円
			61m ³ ～	191円			61m ³ ～	209円
					75mm	18,916円	1～60m ³	149円
							61m ³ ～	209円
					100mm	30,316円	1～60m ³	149円
							61m ³ ～	209円

料金改定率 全体平均で約18%の増額（個々の値上げ額は使用水量等により異なる）

■特記

- 令和9年6月請求分までは令和8年度中に使用した水量が含まれるため旧料金です。
- 一般家庭の平均的な使用量で1回の請求につき（2か月分当たり）税込656円の負担増となります。
- 水道事業は、電気代や県営水道から購入する水の値上げなどで赤字が続いていますが、水道管の老朽化対策など設備更新を今後も継続していく必要があります。
- 水道料金改定は、平成10年10月の改定以来となり28年6か月ぶりです（消費税率の変更に伴う料金改定を除く）。

市内全小中学校体育館に空調設備を設置します

補正予算要求額 小学校施設営繕 492,803千円

中学校施設営繕 11,924千円

児童生徒の熱中症対策と避難所の機能強化のため、市内の全ての小中学校体育館に空調設備を設置します。

小学校体育館は令和8年度に設置工事に着手、中学校体育館は令和9年度の設置に向けて設計業務に着手します。

■事業内容（今回補正予算計上分）

- 小学校（10校）の体育館空調設備設置工事及び監理業務
- 中学校（4校）の体育館空調設備設置工事設計業務

■事業費（今回予算計上分）

○歳出

【小学校】・工事請負費	484,784千円
・監理業務委託料	8,019千円
【中学校】・設計業務委託料	11,924千円

■スケジュール（予定）

【小学校】

令和8年	8月	設計業務完了
	10月	設置工事業務入札
令和9年	3月	設置工事完了

【中学校】

令和8年	9月	設計業務入札
令和9年	3月	設計業務完了
	4月	設置工事業務入札
	9月	設置工事完了

■特記

- 市内小中学校では、令和元年にすべての普通教室に、令和6年度には一部の特別教室に空調設備を設置しています。

2 8月定例議会日程（案）

議会期間 22日間（8月28日（金）～9月18日（金））

日 次	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	8 . 28	金	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明 ○補正予算案件（第89号議案）に対する 議案質疑・委員会付託・討論・採決 ○請願の委員会付託
第 2 日	29	（土）		○休 会
第 3 日	30	（日）		○休 会
第 4 日	31	月		○精 読
第 5 日	9 . 1	火		○精 読
第 6 日	2	水		○精 読
第 7 日	3	木	午前10時	○一般質問
第 8 日	4	金	午前10時	○一般質問
第 9 日	5	（土）		○休 会
第 10 日	6	（日）		○休 会
第 11 日	7	月	午前10時	○一般質問
第 12 日	8	火	午前10時	○一般質問
第 13 日	9	水	午前10時	○議案質疑
第 14 日	10	木	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 15 日	11	金		○全員協議会
第 16 日	12	（土）		○休 会
第 17 日	13	（日）		○休 会
第 18 日	14	月		○部門委員会
第 19 日	15	火		○部門委員会
第 20 日	16	水		○部門委員会
第 21 日	17	木		○休 会
第 22 日	18	金	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

3 提出案件数一覧

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	7 (一部改正 7)
2 単 行	2
3 人 事	1
4 補正予算	9 (一般会計 2、特別会計 5、企業会計 2)
5 決 算	3 (一般会計・特別会計 1、企業会計 2)
6 報 告	2
計	24

令和 8 年 8 月定例議会 提出議案一覧表

令和 8 年 8 月 2 8 日

第 7 9 号議案	犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第 8 0 号議案	犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について
第 8 1 号議案	犬山市子ども医療費支給条例等の一部改正について
第 8 2 号議案	犬山市民健康館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 8 3 号議案	犬山市廃棄物処理場等の設置及び管理に関する条例及び犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
第 8 4 号議案	犬山市景観条例の一部改正について
第 8 5 号議案	犬山市水道事業給水条例の一部改正について
第 8 6 号議案	財産の取得について（消防ポンプ自動車）
第 8 7 号議案	市道路線の認定について
第 8 8 号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 8 9 号議案	令和 8 年度犬山市一般会計補正予算（第 5 号）
第 9 0 号議案	令和 8 年度犬山市一般会計補正予算（第 6 号）
第 9 1 号議案	令和 8 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
第 9 2 号議案	令和 8 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 3 号）
第 9 3 号議案	令和 8 年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第 2 号）
第 9 4 号議案	令和 8 年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 9 5 号議案	令和 8 年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 9 6 号議案	令和 8 年度犬山市水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 9 7 号議案	令和 8 年度犬山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 9 8 号議案	令和 7 年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について
第 9 9 号議案	令和 7 年度犬山市水道事業会計の決算の認定について
第 1 0 0 号議案	令和 7 年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び 決算の認定について
報告第 5 号	令和 7 年度犬山市一般会計予算継続費精算報告書について
報告第 6 号	令和 7 年度犬山まちづくり株式会社決算等について

4 条例案件等

経営部 総務課
消防本部 消防総務課

《一部改正》

○ 犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（第79号議案）

【趣旨】

人事院規則（※）の改正に準じ、条例の一部を改正するもの。

※ 人事院規則9-30（特殊勤務手当）（昭和35年人事院規則9-30）

【内容】

災害応急作業等手当の日額を、国家公務員一般職に準じ、次のとおり引き上げる。

区分		改定前	改定後
①	重大な災害発生時に行う巡回監視	710円	950円
	大災害（※）	1,080円	1,440円
②	重大な災害発生時に行う応急作業及びその調査	1,080円	1,440円
③	重大な災害発生時に、災害対策本部が設置された犬山市以外の地方公共団体に派遣されて行う災害応急対策	710円	950円
	大災害（※）	1,080円	1,440円
④	大災害（※）が発生した市外の区域において、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防相互応援による消防業務又は緊急消防援助隊としての消防業務	2,160円	2,880円

※災害対策基本法に基づく災害対策本部等、現地防災本部が設置された場合や、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、その他、災害の内容や被災地域などを示した上で市長が認める災害

【現状・課題】

令和6年能登半島地震を契機に、総務省から地方公共団体の職員が行う災害対応業務における手当を、適切に運用するよう通知が発出されたことを踏まえ、災害応急作業等手当を新設（令和8年2月議会上程、同年3月27日施行）したが、その後、令和8年4月に人事院規則の手当額が引き上げられたため、国の支給水準との均衡を図るため改正するもの。（人事院規則の額改正は令和8年4月8日公布）

（次ページにつづく）

今後も大規模災害の発生や社会情勢の変化によってはさらなる引き上げの可能性もあるため、都度、国との均衡を図りながら見直す必要がある。

【目的・効果】

災害応急作業等に従事する職員の勤務に対し、特殊性及び危険性に応じた処遇の改善を図るとともに、国の支給水準との均衡を確保する。

【施行日】

公布の日（令和8年4月1日適用）

《一部改正》
○ 犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について（第 80 号議案） 【趣旨】 国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。 ※ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 【内容】 引用する条文に条項ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。 【施行日】 公布の日（一部、令和 10 年 1 月 1 日）

《一部改正》

○ 犬山市子ども医療費支給条例等の一部改正について（第 8 1 号議案）

【趣旨】

「医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）」に基づき、個人番号カードを用いた福祉医療の資格確認を可能とするため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

福祉医療受給者が医療機関等において個人番号カード（健康保険証利用登録済のものに限る。以下同じ。）及びオンライン資格確認端末を用いて受給資格の確認を受けることができれば、福祉医療受給者証を提示することなく受診できるようにする。

【現状】

福祉医療受給者が医療機関等の窓口負担をなしとするためには、個人番号カード又は資格確認書の他に、福祉医療受給者証の提示が必要であった。

【効果】

福祉医療受給者が個人番号カードを持参すれば、医療機関等において従来の保険資格に加え、福祉医療の受給資格の確認も受けることができるようになり、福祉医療受給者証の提示が不要となる。

※参考 福祉医療受給者数（令和8年4月1日現在）

- | | | | |
|------------|-----------------|----------|-----------|
| ①子ども医療 | : 9, 630人 | ②障害者医療 | : 894人 |
| ③母子父子家庭医療 | : 795人 | ④精神障害者医療 | : 2, 014人 |
| ⑤後期高齢者福祉医療 | : 1, 599人（条例なし） | | |
| ①～⑤合計 | : 14, 932人 | | |

【スケジュール】

- 令和8年 8月 デジタル庁へ医療費助成のオンライン資格確認開始の申請書提出
- 令和8年10月 福祉医療システム改修及び情報連携テスト
- 令和8年12月 本番運用開始（12月7日開始予定）
ホームページによる周知

（次ページにつづく）

【施行日】

公布の日

《一部改正》

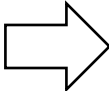
- 犬山市民健康館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（第 8 2 号議案）

【趣旨】

市民健康館の入浴施設：通称「さら・さくらの湯」の入浴料金を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①入浴料金 1 回券の料金改定

利用者区分	改定前		改定後
一般	5 2 0 円		7 0 0 円
高齢者（6 5 歳以上）、 小・中学生、障害者	3 1 0 円		4 0 0 円

※小学校に就学前の子どもについては変更なし（無料）。

②市民限定の回数券に変更

利用者区分	改定後	
	1 2 枚綴回数券	1 回あたり入浴料金
<市民限定> 一般	7, 0 0 0 円	5 8 3 円
<市民限定> 高齢者（6 5 歳以上）、 小・中学生、障害者	4, 0 0 0 円	3 3 3 円

※改定前は、一般 1 2 枚綴 5, 2 0 0 円（利用者制限なし）。

【目的・効果】

- ①「さら・さくらの湯」の収支赤字が継続しており、施設の維持管理や適切な設備更新をしていくためには収支改善が必要となることから、入浴料を値上げするもの。料金改定により約 7 0 0 万円の収入増を見込む。
- ②市民限定の回数券を導入することにより、繰り返し利用する市民が利用しやすい価格を維持するとともに、市民の利用促進を図る。

【経緯】

- ・「さら・さくらの湯」は、平成 1 3 年 6 月に健康増進目的の温泉入浴施設として営業開始（一般 5 0 0 円、高齢者、障害者、小・中学生 3 0 0 円）。

（次ページにつづく）

- ・料金改定は、令和２年４月、消費税増税や施設使用料の見直しに伴い、現在の料金に改定した一度のみ。
- ・令和４年４月、経費負担を減らすため温泉水から水道水に切り替え。

【予算措置】

今回の補正予算にて、回数券作成のための印刷製本費を次のとおり計上する。

〈歳出〉４款１項７目 市民健康館管理 ２８６千円

(内訳)

印刷製本費 ２８６千円

【施行日】

令和９年４月１日

《一部改正》

- 犬山市廃棄物処理場等の設置及び管理に関する条例及び犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について（第 83 号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

【内容】

引用する条文に項ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市景観条例の一部改正について（第 8 4 号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの

※ 景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）

【内容】

引用する条文に項ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日

《一部改正》

○ 犬山市水道事業給水条例の一部改正について（第 85 号議案）

【趣旨】

水道料金の額の改定等のため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①水道料金の改定

- ・一般家庭向けの「家事用」とそれ以外の「業務用」に分けて料金を設定していた用途区分の考え方を廃止し、新たに口径別（メーターのサイズ別）の区分を設ける。あわせて、使用の有無にかかわらず 2 か月 10 m³まで基本料金に含んでいた基本水量制度を廃止する。

改定前

(2 か月当たり・税抜き)

用途区分	基本料金	基本水量	超過水量	超過料金 (m ³ 当たり)
家事用	910 円	10 m ³	11～20 m ³	36 円
			21～40 m ³	71 円
			41～60 m ³	121 円
			61 m ³ ～	141 円
業務用	1,150 円	10 m ³	11～20 m ³	61 円
			21～40 m ³	131 円
			41～60 m ³	166 円
			61 m ³ ～	191 円



改定後

(2 か月当たり・税抜き)

口径区分	基本料金	基本水量	使用水量	従量料金 (m ³ 当たり)
40 mm 以下 ※主に一般家庭	858 円	(廃止)	1～20 m ³	36 円
			21～40 m ³	87 円
			41～60 m ³	149 円
			61 m ³ ～	209 円
50 mm	7,120 円	(廃止)	1～60 m ³	149 円
			61 m ³ ～	209 円
75 mm	18,916 円	(廃止)	1～60 m ³	149 円
			61 m ³ ～	209 円
100 mm	30,316 円	(廃止)	1～60 m ³	149 円
			61 m ³ ～	209 円

料金改定率 全体平均で約 18 % の増額（個々の値上げ額は使用水量等により異なる）

※一般家庭の改定額の目安

(2 か月当たり・税込み)

使用量の目安	使用水量 (m ³)	改定前 (円)	改定後 (円)	改定額 (円)
1人世帯	16	1,238	1,577	+339
2人世帯	30	2,178	2,692	+514
犬山市の家庭用平均	38	2,802	3,458	+656
3人世帯	40	2,959	3,649	+690
4人世帯	46	3,757	4,633	+876

(次ページにつづく)

②給水申込時の手数料の改正

- ・設計審査手数料（１，０００円）と検査手数料（１，０００円）は、給水申込の際、必ず両方納付することになっている。申込者にとって必要な費用負担が分かりやすいシンプルな手数料体系とするため、両者を統合し、給水申込１件につき検査手数料２，０００円とする。

【現状・効果】

- ・浄水場運転管理の包括的委託をはじめとする経費削減努力により、前回平成１０年１０月の改定以降、長期間にわたり値上げを行わず安い水道料金を維持してきた。しかし、物価高騰の影響を受け令和６年度から赤字決算となり、このままでは将来にわたり安心・安全な水道を持続することは困難となっている。
- ・現在の水道料金は、家庭向けでは愛知県内で最も安く、犬山市を特長づけるものの一つとなっている。このことを踏まえて「犬山市水道事業経営戦略検討委員会」で水道料金のあり方などの検討を行った。
- ・検討結果を受けて、一般家庭における料金水準に配慮しつつ、一定の値上げが必要と判断した。
- ・改定後も、一般家庭の標準的な使用量では、引き続き愛知県内で最も安い。
- ・基本水量を廃止し、節水努力が１ｍ³から料金の節約に反映されるようにした。
- ・寿命を迎える水道管の老朽化対策工事を継続的に行うのに加え、災害時のバックアップ等に重要な箇所は、前倒しで耐震化工事を進めていく。

【施行日】

令和９年４月１日

- ※ 施行日前に使用した水量が含まれる６月請求分までは経過措置の対象とし、７月以降の請求分から新料金を適用する。

《財産の取得》

○ 財産の取得について（消防ポンプ自動車）（第86号議案）

【趣旨】

消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新購入するもの。令和8年5月18日付けで愛知県から南海トラフ地震等対策事業費補助金の交付決定を受けた。

（補助金額：5,972,000円、補助率：補助基準額の1／2）

【内容】

犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。

○ 購入金額 金26,070,000円

○ 受注者 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ 名古屋支店
支店長 土居 典生

○ 契約方法 指名競争入札

○ 執行年月日 令和8年6月5日

○ 指名者数 6者

○ 納期 令和9年3月12日まで

○ 主要諸元

駆動方式：2輪駆動 操舵装置：パワーステアリング式

変速機：オートマチックトランスミッション 乗車定員：6名

取付装備品：消防ポンプ、真空ポンプ、安全機能装置付ポンプ操作装置、
2ツ折りはしご

○ 主な用途

消防団第5分団車両として配備し、火災時には装備した消防ポンプを使い、防火水槽や消火栓より水を吸い上げ、前線で消火活動を行う消防車両へ送水することにより、放水活動を継続させる。また、今回更新する消防ポンプ自動車は、車両総重量3.5t未満車のため、普通免許で運転することができる。

（車両イメージ）



（次のページにつづく）

指名競争入札執行調書

執行年月日	令和8年6月5日(金)	午後1時04分	入札書比較価格	23,770,000円
執行場所	犬山市役所	経営改善課	予定価格	26,147,000円
件名	消防ポンプ自動車(車両総重量3.5t未満車)の購入			
品名等	消防ポンプ自動車(車両総重量3.5t未満車)			
納入場所	犬山市消防本部			
商号又は名称	第1回入札	第2回入札	第3回入札	備考
株式会社モリタ 名古屋支店	23,700,000円			落札
日本機械工業株式会社 名古屋営業所	25,900,000円			
株式会社三陽商会	28,000,000円			
小川ポンプ工業株式会社 名古屋出張所	辞退			
日本ドライケミカル株式会社 名古屋支店	辞退(紙受付)			
平和機械株式会社	未受領			

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。

《犬山市固定資産評価審査委員会委員》

○ 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について（第 88 号議案）

【趣旨】

犬山市固定資産評価審査委員会委員「中村 弥生（なかむら やよい）」氏の任期満了（令和 8 年 10 月 29 日）に伴い、後任者を選任するに当たり、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【後任者】（再任）

氏 名 中村 弥生（なかむら やよい）

生年月日



任 期 選任の日から 3 年間

5 令和8年度8月補正予算について

○ 予算規模

総予算（企業会計を含む）

14億4390万円を増額補正

補正後予算額 → 528億6,145万2千円
（補正予算前予算と比較して約2.731%の増）

一般会計

10億7661万4千円を増額補正

補正後予算額 → 324億4,575万1千円
（補正予算前予算と比較して約3.318%の増）

特別会計

3億6,949万9千円を増額補正

補正後予算額 → 144億3,718万2千円
（補正予算前予算と比較して約2.559%の増）

令和8年8月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額		補正後の 予算額
				第5号	第6号	
一般会計		31,390,978	31,369,137	522,219	554,395	32,445,751
特別 会計	国民健康保険 特別会計	5,736,002	5,736,002		162,321	5,898,323
	犬山城費計 特別会計	512,849	512,849		109,000	621,849
	木曾川うかい 事業費特別会計	66,852	66,972		△ 9,219	57,753
	介護保険計 特別会計	5,761,165	5,769,976		45,730	5,815,706
	後期高齢者医療 特別会計	1,981,884	1,981,884		61,667	2,043,551
	小計	14,058,752	14,067,683		369,499	14,437,182
企業 会計	水道事業会計	1,815,980	1,816,260		5,002	1,821,262
	下水道事業会計	4,164,232	4,164,472		△ 7,215	4,157,257
	小計	5,980,212	5,980,732		△ 2,213	5,978,519
合計		51,429,942	51,417,552	522,219	921,681	52,861,452

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

《一般会計》
○ 楽田ふれあいセンター空調設備改修工事（まちづくり拠点施設営繕等） 補正予算要求額 17,492千円 【補正理由】 施設の空調設備は、建設当初（平成13年）に設置してから現在に至るまで、保守点検業務を委託し定期点検を実施しながら運用してきた。これまでの定期点検の結果から具体的な不具合箇所の報告は無かったものの、令和8年度になり空調設備（6系統中2系統）の室外機が故障し停止した。故障した箇所の部品交換を検討したが、供給が停止していることから設備一式を更新する必要がある。故障した2系統には、使用料を徴収している貸館部分も含まれているほか、当該施設は指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されており、空調機能が必要であることから、当該設備の更新に必要な工事金額を予算要求する。 【内容】 故障している空調設備（A～F系統のうち、B・D系統）の改修工事一式 B系統：工作コーナー、陶芸・美術コーナー、談話コーナー、多目的ロビー（多目的ホール出入り口前） D系統：料理教室、料理準備室ほか、囲炉裏の間、畳の間 ※当施設は他のふれあいセンターと比べて、施設の面積的規模、形状等を考慮し、空調設備は設置当初より「ビルマルチ方式」を採用している。 ビルマルチ方式：数台の室外機に複数の室内機を接続し、各部屋ごとに冷暖房を行う方式。中～大規模なオフィスや店舗型施設に多く採用されている。 【効果】 故障して空調機能が停止しているB・D系統の復旧 【概略スケジュール】 令和8年9月 入札 令和8年10月 契約・着手 令和9年3月 完了 （次ページにつづく）

【要求額の積算内容】

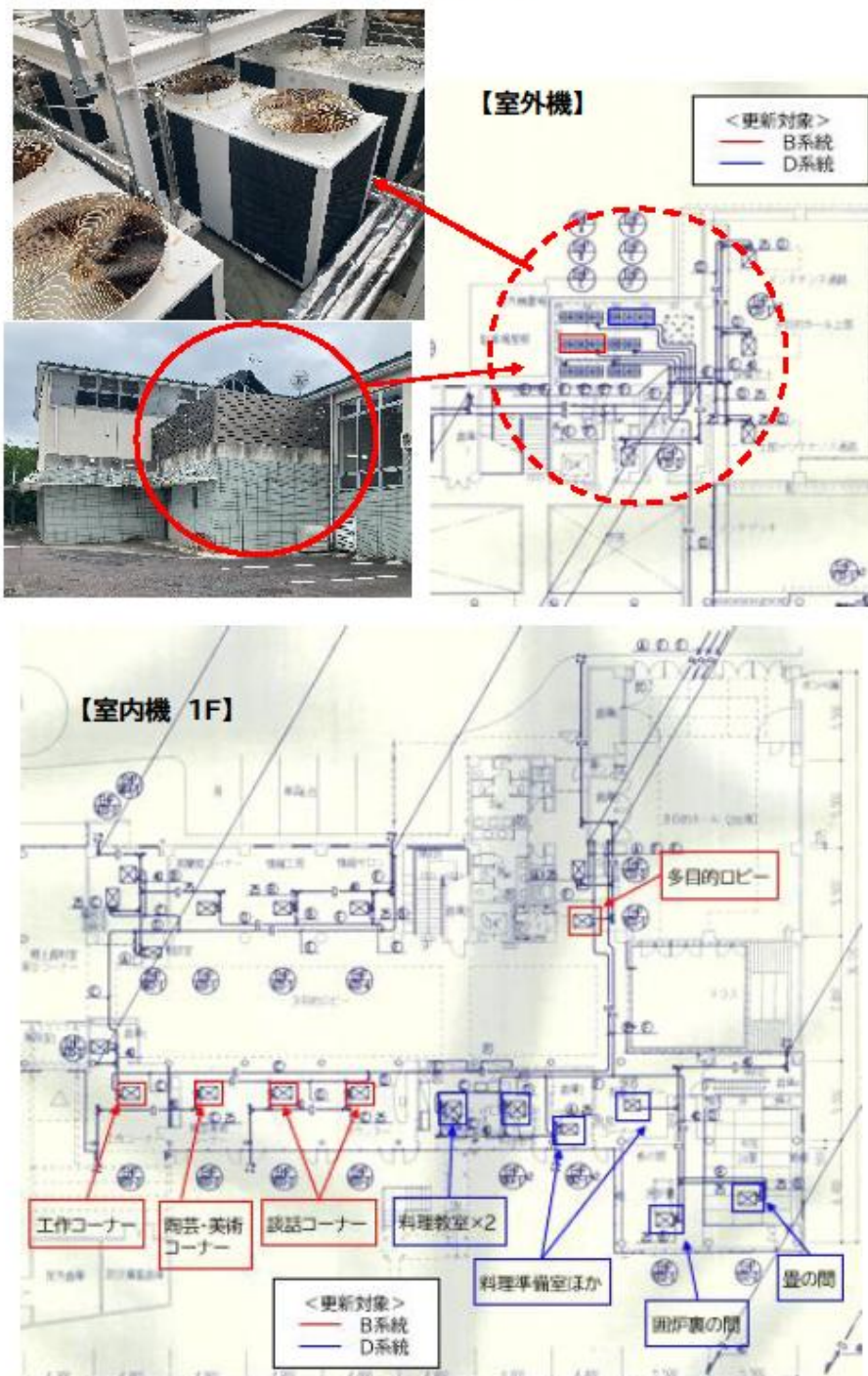
＜歳出＞

楽田ふれあいセンター空調設備改修工事請負費 17,492千円

＜歳入＞

楽田ふれあいセンター空調設備改修事業債 13,100千円

楽田ふれあいセンター 空調機(室内外)箇所図



《一般会計》

○ 小学校体育館空調設置事業（小学校施設営繕）

補正予算要求額 492,803千円

【補正理由】

近年の夏の暑さ・熱中症対策は大きな課題となっており、令和元年度には市内小中学校のすべての普通教室に、令和6年度には一部の特別教室に空調機を設置してきた。空調機が未設置である体育館には令和8年度に小学校10校、令和9年度に中学校4校に整備を行う計画であり、令和7年度から実施している設計業務の中で算定した工事金額を予算要求する。

【内容】

児童の熱中症対策のため、体育館に空調機を設置する。

【効果】

体育館に空調機を設置することができ、児童の熱中症対策につながる。また、避難所としての機能強化となる。

【概略スケジュール】

令和8年8月 設計完了
令和8年10月 工事入札予定
令和9年3月 工事完了予定

【要求額の積算内容】

〈歳出〉	体育館空調設備設置工事請負費	484,784千円
	体育館空調設備設置工事監理業務委託料	8,019千円
〈歳入〉	学校施設環境改善交付金	221,160千円
	小学校体育館空調設備設置事業債	258,900千円

《一般会計》

○ 中学校体育館空調設置事業（中学校施設営繕）

補正予算要求額 11,924千円

【補正理由】

近年の夏の暑さ・熱中症対策は大きな課題となっており、令和元年度には市内小中学校のすべての普通教室に、令和6年度には一部の特別教室に空調機を設置してきた。空調機が未設置である体育館には令和8年度に小学校10校、令和9年度に中学校4校に整備を行う計画であり、令和9年度に中学校の体育館に空調機を整備するため、令和8年度中に設計を行う必要があり、今回補正を行うものである。

【内容】

生徒の熱中症対策のため、体育館に空調機を設置する。

【効果】

令和9年度に中学校の体育館に空調機を整備することができ、生徒の熱中症対策につながる。また、避難所としての機能強化となる。

【概略スケジュール】

令和9年3月 設計完了
令和9年4月 工事入札予定
令和9年9月 工事完了予定

【要求額の積算内容】

〈歳出〉 体育館空調設備設置工事設計業務委託料 11,924千円

《一般会計》

○ 民間保育所運営補助事業（民間保育所運営補助）

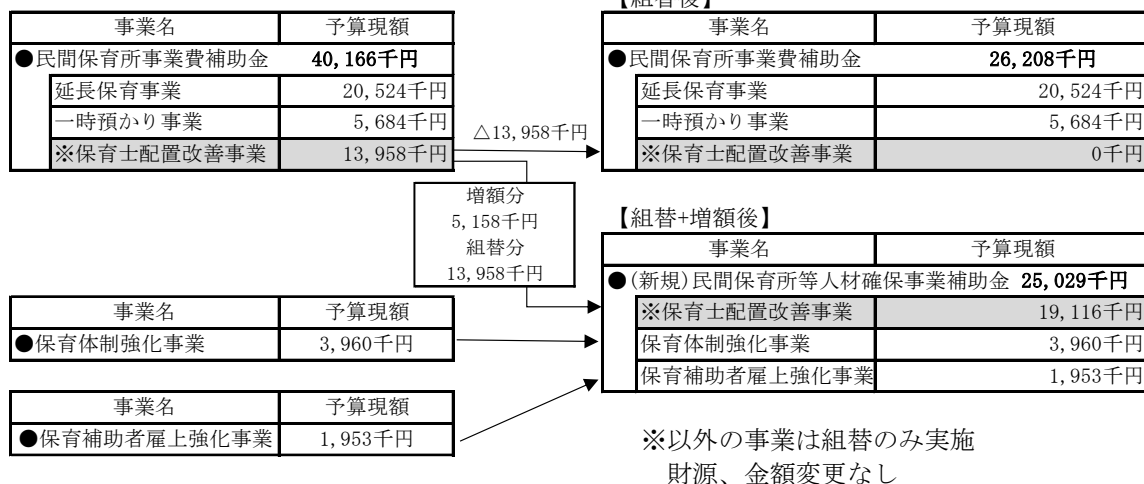
補正予算要求額 5, 1 5 8 千円

【補正理由】

- 令和7年度末に「保育士配置改善事業」「保育士体制強化事業」「保育補助者雇上強化事業」の補助を一本化し、「犬山市民間保育所等人材確保事業補助金要綱」を制定したため、事業の組み替えを行い、当該要綱に即した構成とする。
- 民間保育所等人材確保事業補助金のうち、県補助事業を活用して市内民間保育所に対し実施する「保育士配置改善事業補助」において、県の補助基準額が令和8年6月2日の通知により引き上げられたこと等により増額補正するもの。

【内容】

1. 事業組替



2. 「保育士配置改善事業」補助金の増額補正

・ 補助内容

委託料又は他の補助金において算定対象となっていない保育士を配置する場合の
人件費に対し補助金を交付する事業

・ 県補助金の補助基準額(上限額)の変更

1 施設当たり上限月額 (改正前) 485,000 円/月 → (改正後) 531,000 円/月
(次ページにつづく)

※補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額を補助額とする。

・増額 5, 158千円

・対象事業者 民間保育所：白帝保育園、犬山さくら保育園、にじいろ保育園羽黒

【効果】

1. 昨年度末に補助金要綱をわかりやすく改正したので、事業を組み替えることで、補助金要綱に即した予算構成となる。
2. 民間保育所事業者における保育士人件費の負担軽減が図られる。

【概略スケジュール】

令和8年10月以降 保育士配置改善事業県補助金 交付申請

令和9年3月末 実績に基づき各民間保育所事業者に補助金を交付

【要求額の積算内容】

増額分

＜歳出＞

民間保育所等人材確保事業補助金

うち保育士配置改善事業分 5, 158千円

＜歳入＞

保育士配置改善事業費県補助金（補助率1/2） 2, 579千円

《一般会計》

○ 民間保育所給食費軽減対策支援事業（民間保育所運営補助）

補正予算要求額 2, 088千円

【補正理由】

国において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、重点支援地方交付金が措置され、県においては当該交付金を活用し、民間保育所事業者への支援として、給食にかかる食材料費の助成が行われることとなった。

県が6月補正予算を上程・可決したことを受けて、本市においても速やかに対応するため補正計上するもの。

【内容】

市内在住の児童が通う民間保育所給食の食材料費について、児童1人あたり1食100円を事業者に対し支援する。（令和5年度、令和6年度、令和7年度も同様の目的で補助を実施）

○補助対象施設：民間保育所（市内3施設：白帝保育園、犬山さくら保育園、にじいろ保育園羽黒）

※私立幼稚園は県から直接補助されるため対象外

○補助対象期間：令和8年7月から令和8年9月まで（3か月）

○補 助 額：利用児童1人当たり1食100円

※参考 各民間保育所 令和8年7月初日 在園児数

白帝保育園113人、犬山さくら保育園49人、にじいろ保育園羽黒152人

【効果】

民間保育所事業者の経済的負担軽減を図ることができる。

食費軽減対策支援事業費県補助金（補助率2/3） 1, 391千円

【概略スケジュール】

令和8年10月以降 民間保育所事業者の実績報告に基づき補助金を交付

（次ページにつづく）

【要求額の積算内容】

＜歳出＞

民間保育所給食費軽減対策支援事業補助金 2, 0 8 8 千円

(7月～9月… 総食数 20, 8 7 7 食×100円/食)

＜歳入＞

民間保育所給食費軽減対策支援事業費県補助金（補助率2/3） 1, 3 9 1 千円

6 令和8年10月末までの主な行催事

名称等	国宝五城天守床磨き				
実施期間	8月23日 (日)	時間	7:00	～	8:30
場所	犬山城天守				
担当所属	歴史まちづくり課				
主催	犬山市教育委員会				
名称等	子ども司書養成講座				
実施期間	8月26日 (水)	時間	13:00	～	16:00
場所	図書館2階ボランティアルーム				
担当所属	文化推進課(市立図書館)				
主催	犬山市教育委員会				
名称等	子ども司書養成講座				
実施期間	8月27日 (木)	時間	13:00	～	16:00
場所	図書館2階ボランティアルーム				
担当所属	文化推進課(市立図書館)				
主催	犬山市教育委員会				
名称等	青塚子ども教室 古代の織布づくりワークショップ				
実施期間	8月29日 (土)	時間	10:00	～	12:00
場所	青塚古墳ガイダンス施設				
担当所属	歴史まちづくり課				
主催	犬山市教育委員会				
名称等	第51回市民芸能祭				
実施期間	8月30日 (日)	時間	10:15	～	16:30
場所	犬山市民文化会館大ホール				
担当所属	文化推進課				
主催	犬山市教育委員会				
名称等	アジアパラ競技大会観戦者募集				
実施期間	9月1日 (火) ～ 9月14日 (月)	時間	9:00	～	16:00
場所	市役所				
担当所属	スポーツ交流課				
主催	犬山市				
名称等	暮らしの法律セミナー				
実施期間	9月13日 (日)	時間	14:00	～	15:30
場所	図書館2階学習室				
担当所属	文化推進課(市立図書館)				
主催	犬山市教育委員会				

名称等	防災人材育成講座			
実施期間	9月13日（日）	時間	9:00	～ 16:00
場所	市役所205会議室			
担当所属	防災交通課			
主催	犬山市			
名称等	市民総合大学お試し配信（文学部太田昌孝氏）			
実施期間	9月26日（土）	時間	13:30	～ 15:00
場所	オンライン配信			
担当所属	文化推進課			
主催	犬山市・犬山市教育委員会			
名称等	Rimi Natsukawa Concert Tour 2026 たびぐる			
実施期間	9月27日（日）	時間	15:00	～ 17:30
場所	犬山市民文化会館大ホール			
担当所属	文化推進課			
主催	犬山市・犬山市教育委員会			
名称等	秋の工作教室「いろんな竹笛をつくってみよう！」			
実施期間	10月4日（日）	時間	13:30	～ 15:30
場所	楽田ふれあい図書館			
担当所属	文化推進課（市立図書館）			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	木曽川うかい納め式			
実施期間	10月16日（金）			
場所	木曽川			
担当所属	観光課			
主催	犬山市、各務原市			
名称等	からくり町巡り			
実施期間	10月24日（土）	～	10月25日（日）	
場所	城下町			
担当所属	観光課			
主催	犬山祭企画委員会			
名称等	ぬいぐるみおとまり会			
実施期間	10月24日（土）	～	10月25日（日）	
場所	図書館2階ボランティアルーム			
担当所属	文化推進課（市立図書館）			
主催	犬山市教育委員会			

名称等	市民総合大学公開講座		
実施期間	10月24日（土）	時間	13:30 ～ 15:00
場所	犬山市民文化会館大ホール		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		
名称等	青塚子ども学芸員 第3回		
実施期間	10月25日（日）	時間	10:00 ～ 12:00
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	日赤実動訓練		
実施期間	10月25日（日）	時間	9:00 ～ 11:30
場所	市民健康館（さら・さくら）		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市・日本赤十字社愛知県支部		
名称等	第72回犬山市民展		
実施期間	10月27日（火） ～ 11月3日（火）	時間	9:00 ～ 17:00
場所	犬山市南部公民館		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		
名称等	読み聞かせブラッシュアップ編①		
実施期間	10月28日（水）	時間	10:30 ～ 12:00
場所	図書館2階視聴覚室		
担当所属	文化推進課（市立図書館）		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	観光写真コンテスト表彰式		
実施期間	10月31日（土）	時間	10:00 ～ 11:00
場所	城前観光案内所		
担当所属	観光課		
主催	犬山観光プロモーション協議会		